

埼玉県のいちごを活用した観光の魅力発信業務委託 仕様書(公募用)

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県のいちごを活用した観光の魅力発信業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日(金)まで

3 目的

体験型観光のうち果物・野菜狩りは全国的にも人気のあるコンテンツであり、とりわけいちご狩りについては県内で実施できる観光農園が100以上所在するなど、いちごを味わう観光を楽しむ環境が整っている。加えて、埼玉県産いちごについては2年連続で「プレミアムいちご県」(令和5年度～6年度)に認定され評価が高まっている。

そこで、県内外からの観光誘客につなげるため、情報感度が高く行動力のある20代から40代の女性をターゲットに埼玉県のいちご及び観光の魅力を効果的にPRする当事業を実施する。県内の観光農園でのいちご狩りを中心に観光周遊促進を図るものとする。

4 委託業務の内容

(1) 県内のいちご狩りの魅力を伝える記事の制作

業務目的に沿った企画内容とし、見た人が「本県のいちごを食べたくなる」「本県でいちご狩りに行きたくなる」「本県を訪れたくなる」ことを意識して、観光周遊を促す記事を制作するものとする。

ア 県内のいちご農園や観光スポット、グルメを選定し、取材・撮影を行うこと。

イ 取材・撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、取材の許可及び掲載の許諾は受託者が行うこと。

ウ 掲載する記事では、いちご狩り以外にもグルメやみどころなど周辺地域のおすすめスポットを紹介すること。

エ カメラマン、モデル、ライター等記事制作に必要なスタッフ及び機材、消耗品等については、受託者が用意すること。

オ 複数エリアを取材する場合には、地域に偏りがないよう調整すること。

カ 撮影した写真を県に納品すること。なお、写真は県及びその依頼を受けた一般社

団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県のいちごPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する。

(2) (1) で制作した記事の掲載

- ア ターゲットが好んで購読する観光情報誌を選定し、誌面広告を掲載すること。
- イ 受託者が保有するホームページやウェブメディア等に制作した記事を掲載し、そのページ上に埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」のバナー等を掲載すること。
- ウ SNS 広告を活用し、(1) の記事への流入を図る広報を行うこと。
- エ 閲覧数の目標を定め、目標達成のための方策を講ずること。

(3) インフルエンサーの活用

- ア SNS 上において効果的な情報発信が見込まれるインフルエンサーを複数名選定し、そのインフルエンサーが管理する SNS 上で情報を発信すること。
- イ インフルエンサーの取材先を選定すること。1 投稿につき必ず1 か所、埼玉県のいちごに関するスポットを含め、前後に県内で観光やグルメなどを楽しむ内容とすること。
- ウ 取材・撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、受託者が取材の同行、案内を行うこと。
- エ 選定したインフルエンサーとの連絡調整、取材先との調整、掲載許諾依頼等は受託者が行うこと。
- オ 取材した素材をもとに、最も効果的な SNS での発信内容を提案し、埼玉県と協議の上、発信すること。なお、複数の媒体を使用しても差し支えない。
- カ 写真は発信する SNS ごとに推奨される画像サイズに調整すること。写真に限らず、動画も適宜活用すること。
- キ 閲覧数を増加させるために効果的なハッシュタグを複数個設定すること。
- ク キャプションの内容や文字数はインフルエンサーの個性に委ねるものとするが、記載内容に誤りがないよう、情報発信前に必ず県の承認を得ること。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

- ア 情報発信結果（画像データ、テキストデータ、SNS 発信内容）
- イ 定量的な効果等がわかるデータ（エンゲージメント数、インプレッション数等）
- ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 産業労働部 観

光課 DMO支援・観光振興担当とする。

(5) その他

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与

- えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
 - (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
 - (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955